

第5章 Q & A

1 市・道民税関係

Q1. 確定申告と市民税申告の違いとは？

A 確定申告は、所得税（国税）を納付したり、還付を受けたりするための申告です。市民税申告は、1月1日に住民登録がある市に対して前年の所得について申告するものです。確定申告と異なり、収入が0円の場合でも申告する必要があります。

ただし、

- ・確定申告をした
- ・勤め先の事業所で年末調整をした
- ・誰かの税扶養に入っている

などの場合は、市民税申告が不要となります。

Q2. 遡って申告できる期限は？

A 次のとおり所得税の税額の変動状況や申告の種類によって、申告先や期限が異なります。

所得税の税額に変動があるか	申告種類	申告先	申告期限
ある	確定申告 (還付申告)	札幌北税務署	申告対象年の翌年1月1日から5年間
	更正の請求		申告対象年の法定申告期限から5年間
なし	市民税申告	申告対象年度の1月1日に居住していた市町村	法定納期限から5年間

Q3. 申告しなかったら何か影響はありますか？

A 所得（課税）証明書や各福祉関係の助成などは、確定申告・市民税申告の内容が根拠となっているため、申告がされていない状態だと、次に挙げるような様々な手続きに影響が出る場合があります。

- ・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定
- ・子ども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、養育医療の助成
- ・児童手当、児童扶養手当、保育料の算定
- ・就学援助費、市営住宅料の算定

このような手続きは、未申告だと正しい判定を受けることができなくなることがあるので、収入が0円であるならその旨の市民税申告が必要となります。

また、市が発行する所得証明書なども申告がされていないと発行されないこともあり、各種手続きが滞ってしまうことがあります。

Q4. 自分で申告していないのに個人市民税の納税通知書が届いたのですが？

A 給与支払者や年金支給者は支払金額の報告を自治体に対して行わなければならないとされています。これらの報告により本人からの申告が無くても所得額を把握できた方については、税額計算をして納税通知書を送付しています。

Q5. 税額が昨年と比べて大きく増えたのですが？

A 昨年と比べて収入金額が増加して所得金額が増えた場合や所得控除額が減った場合は税額が増えます。また、正しい申告がされていないと昨年の税額と比べたときに大きく増額してしまう場合があります。その場合、正しい情報に修正することが可能ですので、お問い合わせください。

Q6. 令和8年4月1日に札幌市から石狩市に転入しました。現在、札幌市には住んでいませんが、それでも札幌市に住民税を納める必要がありますか？

A 個人市民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村から前年中の所得に基づき課税されることとなっています。したがって、令和8年1月1日現在、札幌市に住んでいたのであれば、その後石狩市に転入されたとしても、令和8年度の個人市民税は札幌市に納めていただくことになり、石狩市には令和8年度の個人市民税を収める必要はありません。

Q7. 死亡した家族の住民税は納付しなければなりませんか？

A 個人市民税は賦課期日（1月1日現在）に石狩市に住所を有する個人に課税されますので、令和8年1月2日以降に納税義務者が死亡した場合は相続人が残りの税額を納付していただく必要があります（相続人代表者指定届の提出が必要となります）。

Q8. 年金から天引きされていたはずなのになぜ納付書が届いたのですか？

A 次のような場合は、年金特別徴収が中止になるため、年金から特別徴収できなくなった税額を普通徴収（納付書・口座振替）で納付していただくことになります。

- ① 市・道民税の額に変更があった場合
- ② 介護保険料の年金からの特別徴収が中止された場合
- ③ 石狩市外へ転出した場合
- ④ 死亡した場合 ※Q7をご参照ください

Q9. 医療費控除により税金が返ってくると聞いたのですが？

A 給与や年金から所得税が源泉徴収されている場合、医療費控除を申告して再計算することで所得税が軽減され、納めすぎた所得税が還付されることがあります。

※医療費控除による還付は、所得税の還付であり、医療費の還付ではありません。また、個人市民税については、先に税を納めているものではないため、還付ではありませんが、医療費控除により税額が低くなる場合があります。

Q10. 納税通知書を紛失したのですが、再発行できますか？

- A 納税通知書の送付を受けた方は、地方税法に基づき賦課処分されたという法的効果が生じます。よって、納税通知書を再発行することは、再度、同じ内容のものを賦課処分することになってしまうため、再発行することはできません（納付をするための納付書だけであれば再発行できます）。
- なお、「所得・課税証明書」を取得することで、所得や課税内容を確認することができます。

Q11. 給与収入以外に副収入がありましたが、申告は必要ですか？

- A 年末調整をしていない給与の収入金額や給与所得以外の所得金額について、合計額が20万円を超える場合は確定申告をする必要があります。合計額が20万円以下の場合には、確定申告は不要（申告義務はない）ですが、市民税申告は必要となります。

Q12. 私の昨年の収入は年金のみだったのですが、申告は必要ですか？

- A 前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。公的年金等の支払者から市役所に対し、「公的年金等支払報告書」の提出がありますので、その内容を基に個人市民税の賦課を行っております。
- 申告が必要ない場合でも、所得税の還付が受けられるケースや所得控除を追加することによって個人市民税の計算上、有利になるケースもありますので、ご自身の状況を踏まえ、申告の判断をしてください。

Q13. 年金から住民税が天引きされているのに、給与からも住民税が天引きされています（または自宅に納付書が届いた）。二重に課税されていませんか？

- A 公的年金等から天引きされている住民税（個人市民税）は、公的年金等の所得に係る住民税であり、給与からの天引きや自宅に納付書が届いたものについては、公的年金等以外の所得に係る住民税であるため、二重課税ではありません。

2 軽自動車税関係

Q1. 障がい者に対する軽自動車税の減免申請をしたいのですが？

A 申請の期限は、納税通知書がお手元に届いてから、軽自動車税の納期限までとなります。申請前の事前相談は随時行っておりますので、お問い合わせください。

Q2. 減免が決定された車両の車検用納税証明書はいつ届きますか？

A 令和6年度からは減免が決定された方の分も含め、車検用納税証明をお送りしていません。軽自動車検査協会がオンラインで納付（減免も含む）状況を確認できるようになり、原則、納税証明書がなくても車検を受けることができるようになったためです。減免が決定された方で車検用納税証明書が必要な場合は、申出があれば発行しますのでご連絡ください。

Q3. 車両を持っていないのに軽自動車税の請求書が届いたのですが？

A 4月1日時点で名義が変更されていないか、登録車両が抹消されていない場合には課税されてしまいます。しかし、車両をスクラップした場合や盗難にあった場合など、その状態を確認できる場合には課税を取り消すことができる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

Q4. 現在石狩市に住んでいないのに石狩市から納税通知書が届いたのはなぜ？

A 車検証（検査対象外の車両は軽自動車届出済証）の「使用の本拠」を石狩市内から変更していない、または原動機付自転車や小型特殊自動車の廃車（転出）の申告を行っていない場合は、石狩市で軽自動車税が課税されます。

実際の車両の使用の本拠または主たる定置場が変更になった場合は、申告手续が必要です。事前に必要書類等を確認のうえ変更後の住所の地区を管轄している軽自動車検査協会や運輸支局、市区町村で手続きを行ってください。

・三輪、四輪軽自動車 ・二輪車（トレーラ）	・二輪小型自動車（250cc超） ・軽二輪車（125cc超～250cc以下）	・原動機付自転車（125cc以下） ・小型特殊自動車
・転出先の管轄の軽自動車検査協会に変更手続 ・管轄の軽自動車検査協会です手続後、石狩市での課税を止めるために税申告書を提出してください。	・転出先の管轄の運輸支局で変更手続 ・管轄の運輸支局です手続後、石狩市での課税を止めるために税申告書を提出してください。	・転出先の市区町村に登録（転入）の申告をしてください。 ※石狩市のナンバープレート及び標識交付証明書のどちらかを紛失した場合は、まずは石狩市に廃車（転出）の申告をしてください。

3 固定資産税関係

Q1. 納税通知書を紛失してしまったのですが、再発行できますか？

- A 納税通知書は再発行できません。納税通知書は「税額の確定」と「納付の請求」という法的効力を持つため、再発行すると賦課処分を2回行うことになるためです。納税通知書に記載してある内容は固定資産評価証明書や固定資産課税台帳等でご確認いただけますので、税務課にご請求ください。
※お支払いのための「納付書」は再発行できます。

Q2. 証明書を取得できる人は？

- A 証明書を取得できる方は、地方税法により①納税義務者、②土地・家屋を賃借している者（契約の当事者のみ）、③処分権限を持っている者と規定されています。証明書を取得するためには、この身分を証明するものをお持ちください。
※上記の方から委任を受けた場合は、代理人でも取得可能です。

Q3. 委任状の様式は？

- A 代理人が証明書を取得する際には委任状が必要になりますが、委任状には①取得したい証明書について②権利者から代理人に対して③取得についての権限を委任する旨を具体的に記入してください。
なお、委任状の様式は、石狩市のホームページからダウンロードできます。
※代理人の身分を確認できる書類を添付してください。
※法人の証明書を取得される場合は、申請書または委任状に代表者印を押印していたき、代理人の身分を確認できる書類を添付してください。

Q4. 住宅用家屋証明の添付書類は？

- A ①住民票の写し②登記関係書類③手数料1,300円（郵送での請求の場合は、定額小為替でお支払いください）のほか、状況に応じて必要書類が異なります。詳しくは石狩市のホームページをご確認いただくか、税務課までお問い合わせください。

Q5. 年内に売買や相続で所有者が変わった場合は、誰に固定資産税が課税されますか？

- A 固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるので、年内に所有者が変更されても、その年の納税義務者は変更されません。
※不動産会社等で売買の際に、固定資産税を月割りで新所有者に請求する場合もありますが、税務課ではそのような手続きを行っておりません。課税は1月1日現在の所有者についてです。

Q6. 所有者が変わった場合は、どのような手続きが必要ですか？

- A 登記物件については、法務局（札幌法務局北出張所）での所有権移転の登記を申請してください。登記が完了しましたら、その通知が市役所にも届きますので、市役所での手続きは不要です。
- 未登記物件については税務課に「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

Q7. 家屋の税額はどやうやって決まるの？

- A 固定資産税における家屋の評価額は、不動産の買入価格や建築工事費ではなく、総務大臣の定める固定資産評価基準によって算出しています。固定資産評価基準に基づき、石狩市では「再建築価格方式」を採用しています。この再建築価格方式は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費を求め、その家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、その家屋の価格を求めるものです。
- このようにして、固定資産評価員により作成された「評価調書」が市長に提出され、市長が毎年3月31日までに固定資産の価格を決定します。
- この価格に標準税率1.4%を掛け合わせた額が固定資産税の税額となります。

Q8. 住宅を新築した場合、どのように課税されるのですか？

- A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方にかかる税金ですので、住宅を新築した場合は新築の翌年から固定資産税がかかります。
- 税額を計算するために必要な、家屋に使用されている資材及びその使用量を正確に把握するために「家屋調査」を行っています。その際にはご協力お願いします。
- なお、家屋調査の内容は全ての部屋の仕上げ（使用している資材のこと）、建具等の各寸法及び建築設備を確認するものです。

Q9. 家屋を壊した場合、固定資産税はどうなりますか？

- A 固定資産税は1月1日現在に固定資産を所有している方に1年分かかる税金のため、取り壊した家屋は、翌年からは課税されません（取り壊した年の固定資産税はかかります）。
- 家屋を取り壊した場合は以下の手続きが必要となります。
- ・登記されている物件の場合は、法務局で滅失登記の申請をしてください。
 - ・未登記の物件の場合は、税務課に「家屋の取り壊し届」を提出してください。
- ※「家屋の取り壊し届」は石狩市のホームページからダウンロードできます。
- また、税務課にて取得することもできます。

Q10. 住宅を新築した数年後に、なぜ税額が上がったのですか？

A 住宅を新築した場合は、一定の要件を満たすと税額の軽減を受けることができる特例措置が適用されます。この特例により、住宅の新築後3年間（長期優良認定住宅は5年間）、中高層耐火住宅は新築後5年間（長期優良認定住宅は7年間）に限り、延べ床面積120㎡に相当する部分の固定資産税額が1/2に軽減されます。新築後、数年が経ってから税額上がるのは、この特例の適用が終了したことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q11. 車庫や物置は課税されるの？

A 原則として、3面以上の壁と屋根があり、面積が10㎡を超える建物が課税の対象となります。車庫や物置を取得された際は、評価額を算出するために家屋調査にお伺いいたしますので、税務課までご連絡をお願いいたします。

Q12. 住宅を壊したら、税額が上がったのは何故ですか？

A 固定資産税は、土地の上に一定の要件を満たす家屋がある場合、土地の課税標準額の減額を受けることができる「住宅用地特例」という特例措置があります。この特例を受けられる条件が「土地上に専用住宅もしくは併用住宅が存在すること」となっておりますので、住宅を壊した後に税額が上がったのは、この特例措置が適用されなくなったことが考えられますが、他の事情による場合も考えられますので、税務課までお問い合わせください。

Q13. 石狩市の固定資産税路線価図を見るにはどうしたらよいですか？

A 税務課で、基準年度分（令和6年度）の路線価図を窓口にて公開しており、どなたでも閲覧できます。
また、インターネット上の「全国地価マップ」（<https://www.chikamap.jp/>）でも閲覧できます。

Q14. 減価償却しているすべての償却資産について申告が必要ですか？

A 固定資産税や自動車税、軽自動車税のように、すでに課税の対象となっている資産（土地・家屋やトラック・乗用車・軽自動車）については、申告書への記載は不要です。
※大型特殊自動車等が申告の対象となります。

Q15. 本社が他市町村にあり、すべての償却資産をそこで申告しているのですが、石狩市への申告は必要ですか？

A 償却資産の申告書は、資産が所在する市町村ごとに提出する必要がありますので、本社が他市町村にある場合でも、石狩市内に所在する資産については石狩市に申告書を提出していただくことになります。